

四日市市病児保育室設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第54号

四日市市病児保育室設置条例を廃止する条例

四日市市病児保育室設置条例（平成12年四日市市条例第53号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（こども未来部こども未来課）